

平成30年10月31日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 古谷 武美
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成30年9月分)について

平成30年9月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成30年9月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 平成30年9月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成30年度に発生した事務処理誤りが40件、平成29年度が36件、平成28年度が12件、平成27年度が4件、平成26年度が6件、平成25年度以前が45件、合計143件(市区町村において発生した10件、委託業者等が発生させた21件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な130件について、一覧で事象をお示ししています。

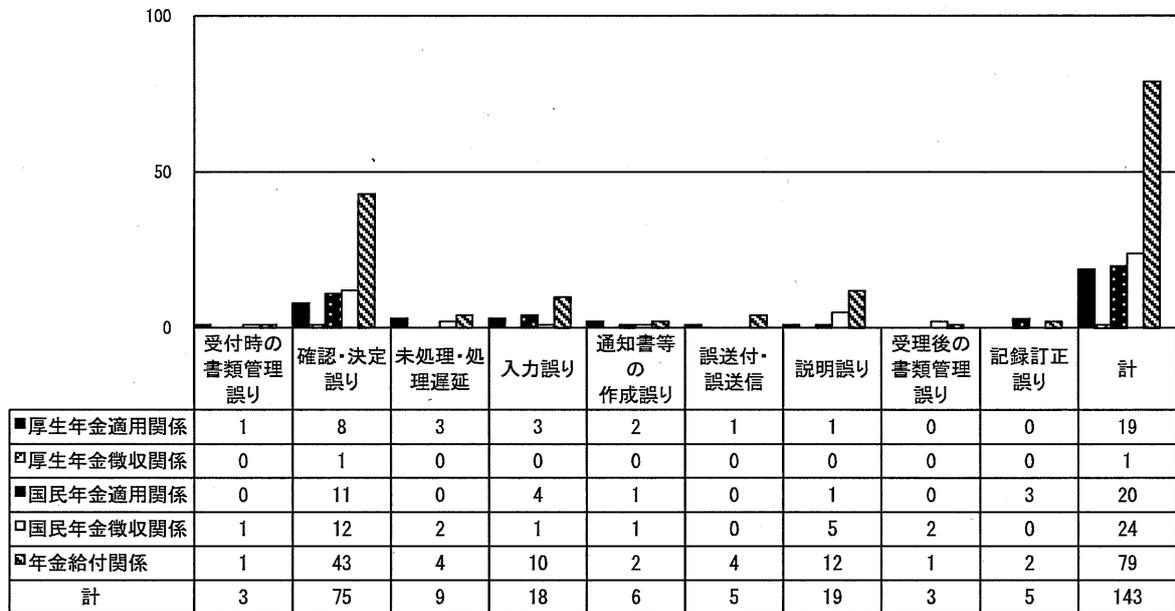
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
件数	38(1)	0	0	2	0	3	2	6(1)	4	12	36(13)	143(31)
割合	26.6%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	2.1%	1.4%	4.2%	2.8%	8.4%	25.2%	100.0%

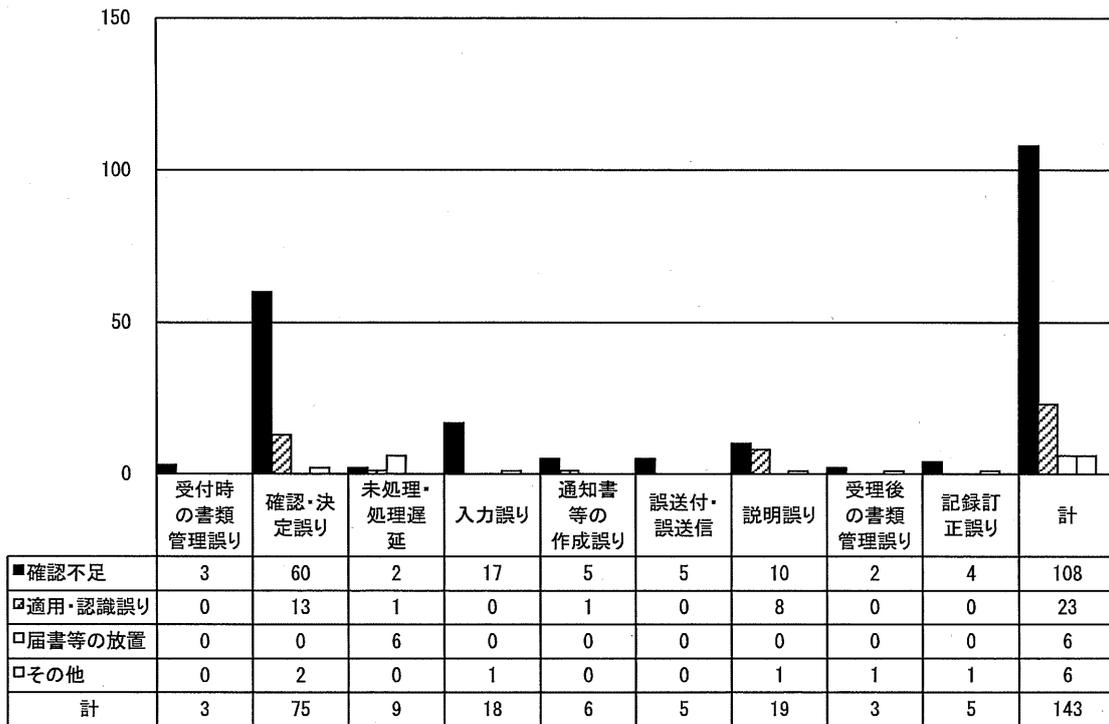
←社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

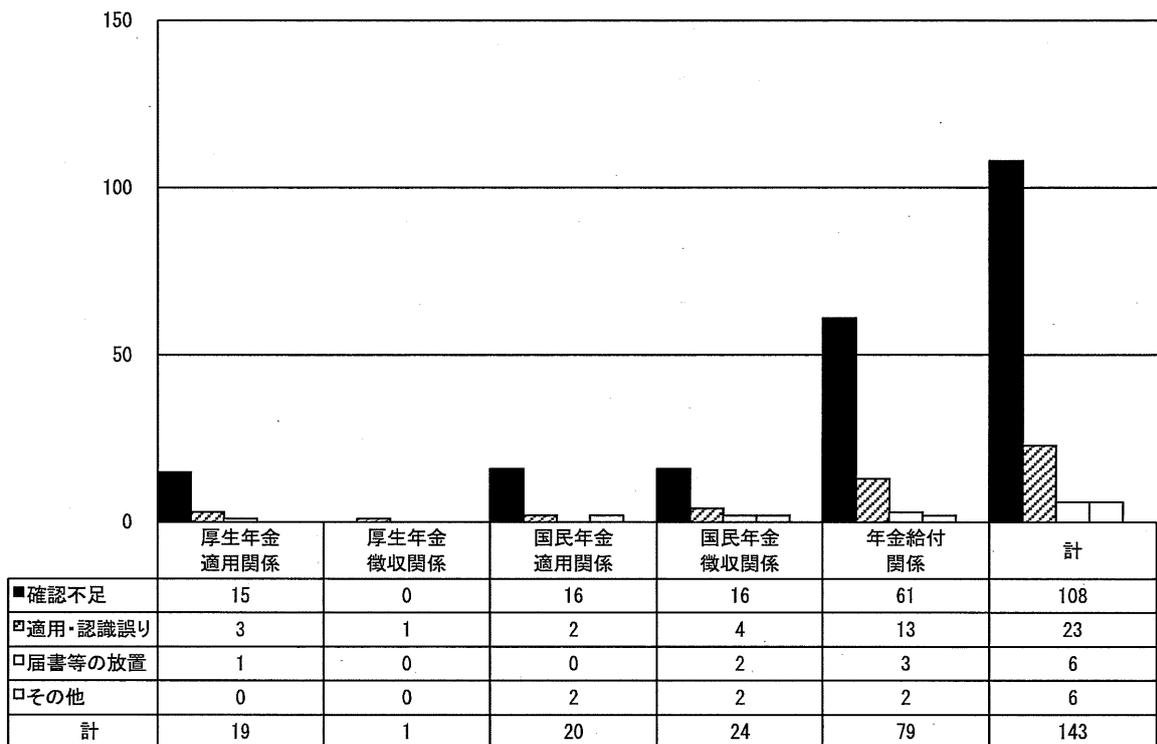
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



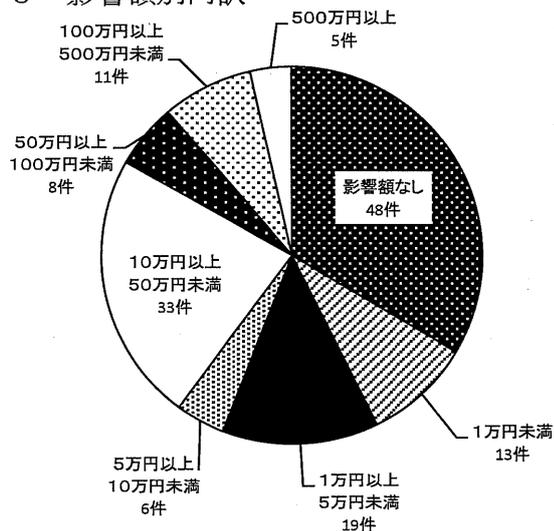
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

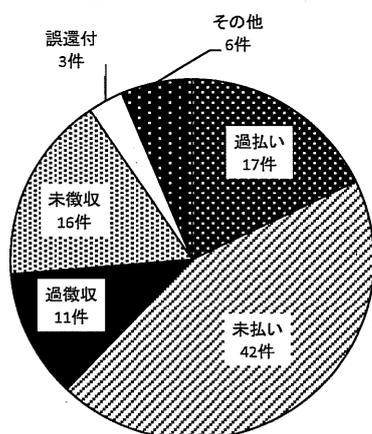


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		12	0	9	7	20	48
1万円未満		0	0	3	6	4	13
1万円以上 5万円未満		1	0	4	4	10	19
5万円以上 10万円未満		0	0	0	0	6	6
10万円以上 50万円未満		1	1	4	6	21	33
50万円以上 100万円未満		3	0	0	0	5	8
100万円以上 500万円未満		2	0	0	1	8	11
500万円以上		0	0	0	0	5	5
計		19	1	20	24	79	143

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	17件	11,224,151	660,244
未払い	42件	43,175,349	1,027,984
過徴収	11件	943,486	85,771
未徴収	16件	8,230,920	514,432
誤還付	3件	207,060	69,020
その他	6件	10,733,097	1,788,849
計	95件	74,514,063	784,358

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払い	2件	6,197,450円
過払いと未徴収	1件	747,486円
過払いと過徴収	1件	1,252,685円
過徴収と未徴収	2件	2,535,476円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	91件	63.6%
外部	52件	36.4%
計	143件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2018年3月5日	厚生年金70歳以上被用者月額変更届が不該当となった際のお知らせの誤り	2,230 事業所	なし	0
2018年6月11日	加給年金の未払い	4名	未払い	389,786

Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する平成30年10月31日時点の対応状況は以下のとおりです。

(1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 104,982人 (604.0億円)
- ・支払いが完了していない方 981人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

(2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

平成30年10月支払 107人 (0.8億円)

(参考：平成30年2月から平成30年10月までの累計 23,642人 (135.0億円))

(3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

平成30年10月支払 0人 (0円)

(参考：平成30年1月から平成30年10月までの累計 33人 (0.4億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、今後の事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	平成30年10月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
12	国民年金任意加入者の受給権発生日の誤り	未払い	0件	0円	127件	2,393万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日の誤り	未払い	207件	1,348万円	643件	4,730万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	12,796件	5.7億円	18,935件	7.6億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	9件	2,759万円	197件	7.4億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	2,447件	1,609万円	2,810件	2,257万円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等(平成30年6月分)について」(平成30年7月31日公表)のシステム事故等一覧に記載の事項です。

○日本年金機構の平成30年9月分の事務処理誤り一覧(1～18ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～17
2. 厚生年金徴収関係	4P	整理番号 18
3. 国民年金適用関係	5P	整理番号 19～35
4. 国民年金徴収関係	7P	整理番号 36～57
5. 年金給付関係	10P	整理番号 58～130

○システム事故等一覧(19ページ)

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(20ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2017年 12月26日	2018年 7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が資格取得届の処理時に報酬月額の入力を誤ったため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。 	1事業所	未徴収	1,816,300
2		説明誤り	東京	港	2018年 8月20日	2018年 9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所から問合せがあり、標準報酬訂正届を受付する際の説明を誤り間違った記載方法で届出がされたため、標準報酬月額の訂正処理が行われず、誤った保険料額の納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい保険料額の納付書を送付しました。 ●担当部署において、必要な案内をするよう周知しました。 	1事業所	なし	0
3	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	春日部	2018年 8月頃	2018年 8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○事務センターから連絡があり、算定基礎届を処理する際の確認不足により誤った報酬月額で決定していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届にかかる事務処理手順を再確認するとともに、審査時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	8事業所	なし	0
4			愛知	名古屋広域事務センター	2018年 6月27日	2018年 6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○担当部署において確認したところ、算定基礎届事務講習会の案内が遅れたことにより、すでに終了した日程が記載された案内を送付していたことが判明しました。 ●担当部署において、該当する事業所へお詫び状を送付しました。 ●担当部署において、文書等送付時の内容確認を徹底するよう周知しました。 	983事業所	なし	0
5	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年 4月10日	2018年 7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○機構本部から連絡があり、被扶養者(異動)届の処理時に確認が不足し、誤って他の被扶養者を削除処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	37事業所	なし	0
6			福井	事務センター	2018年 5月頃	2018年 6月12日		2事業所	なし	0
7	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	石川	小松	2018年 6月21日	2018年 7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○他の年金事務所から連絡があり、二以上事業所勤務被保険者にかかる資格取得処理を行う際に資格取得年月日を誤って処理したため、保険料に未徴収及び過徴収が生じていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。 	2事業所	その他	257,867
8			愛知	名古屋広域事務センター	2018年 1月10日	2018年 8月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○年金事務所から連絡があり、委託業者において70歳以上の二以上事業所勤務被保険者にかかる月額変更届を処理する際の確認が不足し、入力処理の手順を誤り、誤った標準報酬月額で決定したため、年金の調整が正しく行われず過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、届書処理時の確認を徹底するよう指導しました。 	1名	過払い	21,448

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
9	二以上事業所勤務者の誤り	入力誤り	島根	松江	2014年 5月22日	2018年 4月24日	○内部点検により、二以上事業所勤務被保険者にかかる70歳以上被用者不該当届を処理する際に不該当年月日を誤って処理したため、年金の調整が正しく行われず、過払い及び未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いのお客様へ正しい年金が支払われたことを確認し、過払いの年金は返納の処理を行いました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者にかかる処理手順を再確認し、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	891,526
10	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	千葉	松戸	2018年 3月16日	2018年 3月19日	○社会保険労務士から問合せがあり、受託事業所確認一覧表作成時の確認不足により、受託登録をしていない事業所が記載された受託事業所確認一覧表を送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した受託事業所確認一覧表を回収し、正しい受託事業所確認一覧表を送付しました。 ●担当部署において、受託事業所確認一覧表作成時の確認を徹底するよう周知しました。	240名	なし	0
11			東京	東京広域 事務センター	2018年 8月17日	2018年 8月20日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において賞与支払届の提出勸奨のリーフレットを送付する際の確認が不足し、誤って国民年金の加入案内のリーフレットを送付していたことが判明しました。 ●担当部署において、それぞれの事業所へお詫び状及び賞与支払届の勸奨状を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、文書等送付時の内容確認を徹底するよう指導しました。	172事業所	なし	0
12	厚生年金適用関係届等の誤送付	誤送付・誤送信	栃木	宇都宮東	2018年 8月17日	2018年 8月21日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の二以上事業所勤務被保険者決定及び標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した二以上事業所勤務被保険者決定及び標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所へ送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
13	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2017年 6月26日	2018年 8月28日	○年金事務所から連絡があり、他の届書の添付書類として誤って保管していたため、年金委員に関する書類を年金事務所へ回送していないことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、年金委員に関する書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
14		受付時の書類管理誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2018年 4月20日	2018年 7月17日	○委託業者から連絡があり、委託業者が届書の受付時に書類の管理を誤り受付処理を漏らしたため、届書の処理が行われず、保険料に未徴収及び過徴収が生じていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、受付時の書類管理を徹底するよう指導しました。	25事業所	その他	2,277,609
15		未処理・処理遅延	香川	高松広域 事務センター	2017年 2月8日	2018年 4月16日	○年金事務所から連絡があり、70歳以上の二以上事業所勤務被保険者にかかる月額変更届の進捗管理が不足し、未処理となっていたため、保険料が未徴収となったほか、年金の調整が正しく行われず過払いが生じていることが判明しました。 ●担当者が事業所及びそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	その他	747,486

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	愛媛	新居浜	2010年 11月頃	2018年 7月6日	<p>○お客様から問合せがあり、提出された資格取得届等の進捗管理が不足したため、未処理となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様及び事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
17			福岡	福岡広域 事務センター	2016年 8月24日	2017年 10月11日	<p>○内部点検により、届書の進捗管理が不足したため算定基礎届の訂正処理が行われず、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料額の納付書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、訂正処理を速やかに行うことを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	594,600

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
18	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	2016年 6月21日	2018年 6月15日	<p>○機構本部から連絡があり、時効の完成の確認が不足し、時効完成後に差押債権を受け入れたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当部署において、事業所にお詫び及び説明の文書を送付しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料については還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、差押実施時の時効の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	過徴収	372,676

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
19	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年 2月28日	2018年 6月11日	○年金事務所から連絡があり、国民年金資格取得届を処理する際の処理手順を誤ったため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金資格取得届の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	386,570
20			東京	東京広域事務センター	2018年 4月13日	2018年 6月14日	○年金事務所から連絡があり、国民年金資格取得届を処理する際の処理手順の確認が不足し、重複して処理を行ったため、年金手帳が2通送付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金資格取得届を処理する際の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	8名	なし	0
21	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方	1976年 5月頃	2017年 8月9日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
22			鹿児島	鹿屋	1972年 12月頃	2017年 5月26日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたため、誤った年金記録で老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	16,227
23			大阪	枚方	1971年 3月21日	2017年 8月8日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
24		入力誤り	兵庫	須磨	2016年 3月22日	2018年 4月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	280
25	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	2018年 2月26日	2018年 4月26日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正処理を行う際の実績確認が不足し、誤った資格取得年月日で処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	270
26			東京	武蔵野	1986年 9月1日	2018年 8月24日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足により、本来、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者期間として処理を行ったため、保険料を誤って還付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	7,100

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
27	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年 4月9日	2018年 6月25日	○年金事務所から連絡があり、年金記録の訂正処理を行う際の確認が不足し、重複して訂正処理を行ったため、保険料が誤って還付されることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	21,100
28		入力誤り	宮城	仙台東	2013年 12月5日	2018年 6月22日	○事務センターから連絡があり、年金記録の訂正処理を行う際に資格喪失年月日の入力を誤ったため、誤った年金記録が登録されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
29		説明誤り	大分	大分	2012年 11月28日	2017年 8月7日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認が不足したため、受給資格を満たさないにもかかわらず、後納の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	162,530
30	国民年金種別変更届の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌北	2010年 4月5日	2018年 6月27日	○高齢年金請求時の記録確認により、国民年金被保険者種別変更届を処理する際の確認が不足し、誤った種別変更年月日で処理を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、届書処理時の種別変更年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	29,320
31		入力誤り	東京	東京広域事務センター	2017年 12月19日	2018年 8月7日	○市区町村から連絡があり、委託業者において国民年金被保険者種別変更届を処理する際に、種別変更年月日の入力を誤ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	195,580
32	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2017年 4月18日	2017年 8月24日	○年金事務所から連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際、該当年月日の確認を誤ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	178,860
33	国民年金第3号被保険者住所変更届の誤り	入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2018年 3月19日	2018年 7月26日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者住所変更届処理時の入力を誤ったため、誤った住所が登録されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、住所変更の入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
34	国民年金住所変更届の誤り	記録訂正誤り	千葉	幕張	2018年 1月頃	2018年 6月15日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金住所変更届を受理する際に、本人確認が不足したため、別人の住所を変更していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、国民年金住所変更届を受理する際の本人確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0
35	国民年金適用関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	佐賀	佐賀	2018年 2月26日	2018年 3月1日	○お客様から問合せがあり、返戻文書を送付する際の確認不足により、誤った対象者が記載された申請書が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、正しい記載内容の返戻文書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
36	国民年金保険料追納 申込書の誤り	確認・決定誤り	静岡	掛川	2018年 3月27日	2018年 4月24日	○事務センターから連絡があり、追納可能期間の確認が不足し、納付書が作成されていない期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	183,480
37	国民年金後納保険料 納付申出書の誤り	説明誤り	千葉	千葉	2014年 4月頃	2018年 3月2日	○老齢年金請求時の記録確認により、受給資格期間の確認が不足し、誤った対象期間で国民年金後納保険料納付申出書の提出を案内したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	14,750
38	国民年金保険料免除・ 納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 4月25日	2018年 4月26日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の確認が不足し、誤った免除区分で処理を行ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	3,110
39	国民年金保険料免除 理由非該当届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2018年 1月29日	2018年 2月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除理由非該当届を誤って処理したため、免除対象者であるにもかかわらず納付書が送付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40	国民年金保険料口座 振替納付(変更)申出 書の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2017年 11月30日	2018年 5月25日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、金融機関に確認書類を送付すべきところ、書類を送付せずに処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	386,570
41			兵庫	須磨	2018年 3月10日	2018年 4月18日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理手順を誤ったため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、口座振替による前納金額との差額について、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,260
42			東京	東京広域 事務センター	2018年 3月13日	2018年 5月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、金融機関に確認書類を送付すべきところ、書類を送付せずに処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	377,350

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
43	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2018年5月9日	2018年7月27日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に確認が不足し、金融機関コードを誤って登録したため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、申出書処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	49,020
44			新潟	六日町	2018年4月2日	2018年4月19日	○機構本部から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理手順を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	377,350
45		入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2018年1月29日	2018年5月24日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	377,350
46	国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り	説明誤り	長崎	佐世保	2018年4月5日	2018年4月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料のクレジット納付について、変更締切日を経過しているにもかかわらず、納付方法の変更申出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、届書の締切日の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	378,580
47	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台東	2018年4月17日	2018年5月16日	○事務センターから連絡があり、納付書作成時の確認が不足し、誤って付加保険料のみの納付書を作成したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	9,250
48			福岡	福岡広域事務センター	2016年1月22日	2018年2月22日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料納付書を作成する際に使用期限の確認が不足し、誤った使用期限を記載した納付書を発行したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書発行時の使用期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	37,600
49		説明誤り	千葉	千葉	2017年7月7日	2017年10月19日	○市町村から連絡があり、市町村において国民年金加入時の前納の案内が漏れたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について、還付の処理を行いました。 ●市町村に対し、前納の取扱いについて確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	過徴収	420
50			埼玉	大宮	2018年4月4日	2018年5月23日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金加入時の前納の案内が漏れたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について、還付の処理を行いました。 ●市町村に対し、前納の取扱いについて確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	過徴収	580

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
51	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	愛知	大曾根	2018年 3月6日	2018年 3月7日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の延滞金を領収する際に延滞金の計算を誤っていたため、延滞金が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、保険料領収時の延滞金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	700
52	国民年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	長野	小諸	2018年 8月13日	2018年 8月14日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の領収証書を交付する際の確認が不足し、収納職員氏名が未記載の領収証書を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した領収証書を回収し、正しい領収証書を交付しました。 ●担当部署において、領収証書を交付する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
53	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	東京	武蔵野	2017年 8月25日	2018年 7月27日	○担当部署で確認したところ、特定事由等該当届書について進捗管理が不足し、処理が遅れたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	31,220
54		未処理・処理遅延	東京	世田谷	2005年 8月29日	2011年 7月28日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当部署にて処理を行ったうえで、お客様にお知らせの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	164名	なし	0
55			埼玉	所沢	2007年 6月6日	2014年 3月5日	○担当部署で処理済の届書の点検を行った際に、国民年金保険料免除申請書が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当部署にて処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	109名	なし	0
56		受理後の書類管理誤り	東京	東京広域 事務センター	2018年 3月頃	2018年 8月21日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市区町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
57			茨城	日立	2018年 4月4日	2018年 7月23日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村において学生納付特例申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
58	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2012年 4月20日	2017年 8月4日	○年金事務所から連絡があり、合算対象期間の確認不足から、老齢厚生年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	235,785
59			北海道	札幌西	1985年 11月13日	2016年 6月24日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、通算老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,033
60			岐阜	大垣	1989年 4月3日	2017年 3月8日	○事務センターから連絡があり、老齢年金の受給要件の確認不足から、本来旧法の老齢年金を決定すべきところ、誤って新法の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。新法の老齢年金の取消処理を行い、旧法の老齢年金の決定を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,946,443
61			福岡	東福岡	1975年 5月1日	2016年 3月22日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢年金の受給要件の確認不足から、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	424,304
62			岐阜	岐阜北	1993年 3月20日	2017年 6月27日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	3,351,727
63			福岡	東福岡	1985年 9月23日	2017年 8月31日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、70歳到達による老齢年金の改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	202,621
64			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 8月31日	2018年 4月13日	○お客様から問合せがあり、老齢年金決定時に生計維持関係の登録を誤ったことから、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金決定時の登録内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,738
65			説明誤り	北海道	札幌西	2012年 6月22日	2017年 6月28日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、受給要件を満たしていたにもかかわらず、年金請求書の提出を案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録及び受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
66	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	宮城	仙台北	2018年 5月29日	2018年 6月28日	○年金相談センターから連絡があり、老齢年金請求時に必要な所得証明書の年度を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金請求に必要な添付書類について再確認を行いました。	1名	なし	0
67			東京	港	2017年 9月15日	2017年 9月22日	○共済組合から連絡があり、年金相談時に他のお客様の年金記録に基づき説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
68	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	1981年 6月11日	2016年 9月21日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	659,795
69			徳島	徳島南	1986年 1月8日	2017年 10月27日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	236,510
70	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	茨城	下館	1997年 11月頃	2017年 3月23日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	180,820
71			石川	金沢南	1995年 3月29日	2017年 2月14日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,942,624
72	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	1991年 1月24日	2016年 9月28日	○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	46,958
73			三重	伊勢	1985年 12月14日	2017年 9月25日	○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	92,139

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
74	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2015年 12月17日	2018年 8月1日	○担当部署において確認したところ、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	8,002
75			千葉	幕張	2001年 6月24日	2017年 9月6日	○年金相談時の記録確認により、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	166,835
76			岩手	盛岡	2017年 3月1日	2017年 11月30日	○機構本部から連絡があり、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	219,736
77			広島	広島西	2000年 1月27日	2017年 5月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,933
78			山形	米沢	1995年 7月27日	2016年 8月18日	○未支給年金請求時の記録確認により、任意加入をした期間でないため、本来国民年金保険料を還付すべき期間について、誤って保険料納付済期間として扱い特別一時金及び老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行うとともに、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	1,252,685
79	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	岐阜	大垣	1991年 10月11日	2017年 6月8日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,160,232
80	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2018年 4月19日	2018年 6月15日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	62,530

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
81	高齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	千葉	幕張	2016年 11月2日	2017年 11月16日	○事務センターから連絡があり、共済組合が支給する年金の受給権発生から1年経過していないため、老齢厚生年金の繰下げ請求ができないにもかかわらず、繰下げ請求の老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ請求決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,371
82		説明誤り	鹿児島	加治木	2015年 2月16日	2018年 7月20日	○他の年金事務所から連絡があり、遺族年金を受給しているため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時に繰下げ請求が可能かどうかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
83			愛知	豊川	2017年 1月23日	2017年 8月29日	○事務センターから連絡があり、共済組合期間を有する方のため、老齢厚生年金の繰上げ請求書受付時に共済組合へ提出する繰上げ請求書も同時に受付すべきにもかかわらず、提出が必要なことを説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、共済組合期間を有する方の繰上げ請求手続きについて再確認しました。	1名	なし	0
84	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	東福岡	2001年 4月19日	2016年 7月26日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	108,797
85			宮城	仙台南	1992年 12月24日	2015年 12月17日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から船員保険被保険者期間の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,834,535
86			宮城	仙台広域 事務センター	2016年 6月30日	2018年 1月31日	○共済組合から連絡があり、本来共済組合が支給する年金に加算すべき寡婦加算を遺族厚生年金に誤って加算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	954,427
87			京都	事務センター	2018年 6月14日	2018年 7月6日	○年金事務所から連絡があり、戸籍謄本等に記載の死亡年月日の確認不足により、遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
88			佐賀	佐賀	1990年 2月22日	2016年 9月29日	○機構本部から連絡があり、保険料納付要件を満たしていないにもかかわらず、遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金請求書の受付時には保険料納付要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,525,866

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
89	遺族年金の受給要件等の誤り	説明誤り	東京	中野	2018年 8月27日	2018年 8月31日	○事務センターから連絡があり、受給要件の確認不足から、本来請求できない遺族厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
90			静岡	掛川	2013年 12月27日	2017年 12月25日	○事務センターから連絡があり、父又は母と生計が同一であれば子の遺族基礎年金は支給停止になるにもかかわらず、子の遺族基礎年金は支給されると誤った説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、子の遺族基礎年金の支給要件を再確認しました。	2名	なし	0
91			広島	広島東	2018年 7月24日	2018年 7月26日	○担当部署において確認したところ、保険料納付要件を満たさないため遺族年金の受給権がない方に対し、年金相談時に遺族年金請求に必要な書類の説明を行い、請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
92	障害年金の受給要件等の誤り	入力誤り	本部	障害年金 センター	2016年 12月15日	2018年 1月4日	○お客様から問合せがあり、障害年金の決定時に診断書コード及び傷病コードを誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい現況届を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
93		説明誤り	岩手	一関	2014年 8月5日	2018年 1月5日	○担当部署において確認したところ、市町村が添付書類のみ受付し、障害年金請求書等の提出を案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書等を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市町村に対し、年金請求にかかる事務処理手順の確認徹底するよう依頼しました。	3名	未払い	8,571,478
94	加給年金の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	2001年 8月2日	2018年 2月2日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,866,500
95			千葉	松戸	2004年 12月16日	2018年 2月2日		1名	未払い	24,975
96			大阪	東大阪	2002年 10月17日	2017年 2月14日		1名	未払い	333,900
97			福岡	福岡広域 事務センター	2003年 9月1日	2017年 9月6日		2名	未払い	832,699
98			千葉	船橋	2000年 7月6日	2017年 12月21日		1名	未払い	280,904
99			千葉	船橋	2004年 4月15日	2017年 12月26日		1名	未払い	33,208
100			京都	京都南	1993年 12月16日	2017年 11月2日		1名	未払い	5,413,353

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
101	加給年金の誤り	確認・決定誤り	大阪	玉出	2002年 7月4日	2017年 12月15日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	111,300
102	年金選択の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2018年 1月19日	2018年 4月3日	○機構本部から連絡があり、老齢厚生年金の決定時にお客様の申出内容と相違する年金選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の処理時には年金選択申出書の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	99,576
103	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	三重	四日市	2018年 2月22日	2018年 4月20日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が他のお客様の基礎年金番号を記載したことに気づかないまま未支給年金請求書を受付したため、本来お支払いすべき方へ未支給年金が支払われていないこと及び他のお客様の年金の支払いが保留されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	未払い	240,480
104			京都	事務センター	2017年 3月21日	2017年 5月31日	○担当部署において確認したところ、未支給年金請求書に添付されていた書類の返却希望があったにもかかわらず、返却していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、返却希望のあった添付書類をお返ししました。 ●担当部署において、添付書類の扱いについて周知しました。	1名	なし	0
105	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	1985年 10月5日	2015年 10月19日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更時の確認不足から本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	52,907
106	標準報酬改定請求の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢広域 事務センター	2017年 12月20日	2018年 4月3日	○お客様から問合せがあり、年金分割のための情報提供請求書の提出があったにもかかわらず、確認不足から情報通知書の作成が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。情報通知書を作成し、お客様へ送付しました。 ●担当部署において、年金分割のための情報提供請求があった場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	なし	0
107	遅延特別加算金の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2017年 6月16日	2018年 2月9日	○機構本部から連絡があり、遺族年金決定時の登録を誤ったことから、本来お支払いすべき遅延特別加算金の支払いが行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には遅延特別加算金の支給の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	83,319

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
108	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	山形	寒河江	1987年 9月3日	2018年 5月28日	○事務センターから連絡があり、障害年金の受給権発生日以降は法定免除となるため国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い特別一時金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の支給を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	14,100
109	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿屋	2018年 3月16日	2018年 7月2日	○お客様から問合せがあり、市町村がお亡くなりになった方の年金の支払保留処理を年金事務所に依頼する際、誤って他のお客様の情報を年金事務所に連絡したため、他のお客様の年金の支払が保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市町村に対し、お亡くなりになった方の年金の支払を保留するため連絡を行う際は対象となる方の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	398,822
110	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	北海道	札幌東	1994年 12月1日	2018年 5月8日	○他の年金事務所から連絡があり、確認不足から誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	16,601
111			長野	長野北	2014年 9月2日	2018年 1月24日		2名	過払い	34,005
112	年金見込額の誤り	説明誤り	三重	伊勢	2018年 7月25日	2018年 9月10日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談時に加給年金の支給の有無の確認を誤り、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
113			大阪	天満	2014年 11月28日	2018年 6月27日		○年金相談時の記録確認により、寡婦加算の支給の有無の確認を誤り、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時には寡婦加算の要件に該当するかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし
114	年金の振込金融機関にかかる誤り	入力誤り	兵庫	事務センター	2018年 6月13日	2018年 8月22日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に支店コードの入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	360,075
115			兵庫	事務センター	2018年 7月12日	2018年 8月17日		○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に預金種別の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
116	年金の振込金融機関にかかるとの誤り	入力誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年 6月14日	2018年 8月16日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	256,383
117			本部	障害年金センター	2018年 7月5日	2018年 8月15日		1名	未払い	513,400
118			宮城	仙台広域事務センター	2018年 7月2日	2018年 8月9日		1名	未払い	211,197
119			香川	高松広域事務センター	2018年 5月14日	2018年 6月21日		1名	未払い	93,806
120	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	基幹システム開発部	2018年 5月17日	2018年 6月12日	○担当部署において確認したところ、年金振込通知書を作成する際にデータ補正作業を誤ったため、年金振込通知書の記載内容の一部を誤って作成していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、正しい記載内容の年金振込通知書を送付しました。 ●担当部署において、補正作業にかかる事務処理手順を再確認しました。	2名	なし	0
121	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	東京	東京広域事務センター	2018年 6月28日	2018年 7月4日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき所得状況届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した所得状況届を回収し、本来送付すべきお客様に所得状況届を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
122			北海道	事務センター	2018年 6月28日	2018年 6月29日		2名	なし	0
123			宮城	大河原	2018年 6月18日	2018年 6月19日		2名	なし	0
124	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	京都	京都南	2018年 7月12日	2018年 7月18日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足により、他のお客様の被保険者記録照会回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した被保険者記録照会回答票を回収し、正しい被保険者記録照会回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
125	年金給付関係書類の管理誤り	受付時の書類管理誤り	大阪	大阪広域事務センター	2018年 1月22日	2018年 5月16日	○お客様から問合せがあり、受付時の確認不足から、脱退一時金請求書を誤って別の届書の添付書類として保管したため、処理を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書の処理を行い、お客様に脱退一時金をお支払いしました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	2名	未払い	308,550
126		未処理・処理遅延	山形	鶴岡	2018年 1月11日	2018年 5月10日	○担当部署において確認したところ、年金相談センターにおいて、届書の進捗管理が不足したため、老齢年金請求書等を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書等の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●年金相談センターにおいて、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	9名	未払い	6,043,708
127			宮城	仙台広域事務センター	2016年 12月28日	2017年 10月4日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理が不足したため、未支給年金請求書等を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	17名	その他	5,305,924
128			青森	青森	2018年 3月27日	2018年 6月27日	○お客様から問合せがあり確認したところ、受付登録処理を誤ったため、老齢年金請求書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	500,219
129			京都	事務センター	2016年 6月17日	2017年 10月16日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理が不足したため、未支給年金請求書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,200
130		受理後の書類管理誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年 8月31日	2018年 9月3日	○担当部署において確認したところ、委託業者が管理する年金受給権者受取機関変更届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金の支払いに影響はありませんでした。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、書類の管理を徹底するよう指導しました。	5名	なし	0

システム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	厚生年金70歳以上被用者 月額変更届が不該当となっ た際のお知らせの誤り	2018年3月5日	2018年8月17日	○厚生年金70歳以上被用者月額変更届が不該当となったお客様に対し、本来送付する必要がない「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定のお知らせ」(改定のお知らせ)を作成・送付していることが判明しました。 ●不該当となった場合に、改定のお知らせの作成・送付がされないようシステム改修を行いました。 ●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。	2,230事業所	なし	0
2	加給年金の未払い	2018年6月11日	2018年9月6日	○65歳到達により加給年金が支給される方のうち、退職改定年月日と65歳到達日が同日で、かつ、退職から1ヶ月以内に厚生年金の被保険者となった方の加給年金が誤って取り消されたため、加給年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●該当するお客様に対し、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書を送付し、未払いとなった年金についてお支払いをしました。 ●退職改定による加給年金の支給開始取消の判定の仕様について、システム改修を実施しました。 ●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。	4名	未払い	389,786

(参考)「Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<p>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</p> <p>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</p> <p>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</p>
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</p> <p>○この場合、システムの受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</p> <p>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</p>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>